

政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開を求める陳情書

2016年11月 8 日

習志野 市議会議員様

陳情者

住所 〒260-0013 千葉市中央区中央3-15-6

やまちょうビル6階

氏名 千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表幹事 廣瀬 理夫

趣旨 政務活動費の支出にかかる領収書等を、議会のホームページで公開してください。

理由

- 1 市議会議員に交付される政務活動費については、貴自治体の政務活動費の交付に関する条例により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できることが定められています。
- 2 収支報告書は議会のホームページで公開されていますが、領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、市民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等の数は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする市民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには多額の費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書等の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、それほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。



- 3 政務活動費の使途を、真に市民に向けて透明なものにするためには、市民が、いつでも、安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された領収書等を議会のホームページで公開し、誰でも閲覧できるようにすることが必要です。

一方、領収書等を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。

2015年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。

領収書等のホームページでの公開は、政務活動費の使途の透明性の確保に不可欠です。

- 4 以上の理由により、一日も早く、領収書等の議会ホームページでの公開を実現すべきです。

「福祉給付制度適正化条例制定の検討」を求める 6 枚組の再陳情

* 本陳情が付託され市議会ホームページ他で公開される場合は、添付した 4 枚の数値資料(私の認識ではこの 4 枚の資料も陳情書の一部です)も併せて全 6 枚を一括してお取り扱い(公開)ください。

【陳情趣旨】

最近の報道によりますと本年 8 月に全国で生活保護を受給した世帯数は 163 万 6636 世帯となり、これは過去最高を更新したとのことです。

大変不名誉なことであり由々しき事態でもあり、喫緊に改善することが必要です。

さて、この傾向はわが習志野市でも同様です。

* 習志野市受給者数過年度推移と保護費及び不正受給未納額推移など。

市役所から受領し、添付した4枚の資料「習志野市統計書 平成 27 年版」他も併せてご覧ください。

平成 17 年度末:1032名、保護費:約16億8千万円

平成 21 年度末:1369名、同約20億9千万円

平成 22 年度末:1587名、同約24億円

平成 23 年度末:1668名、同約27億7千万円

平成 24 年度末:1817名、同約28億 1 千万円、不正受給未納額:約7122万円

平成 25 年度末:1872名、同約29億 4 千万円、同約7083万円

平成 26 年度末:1957名、同約32億円、同約7313万円

平成 27 年度末:2116名(前年比:108.1%・+159 名、平成 17 年比:205.0%・+1084 名)、同約33億 1 千万円、同約7938万円 * 市制開始以降初めて2000名を大幅に超える惨状を呈す。

平成 27 年度末は同 17 年度末に比べ受給者数が 2 倍強に増加しています。大変大きな人数・保護費であり、これは国税・市民税の中から支払われています。

不正受給未納額も約8千万円近くにも上ります。

マスコミは一部の受給者が保護費をパチンコ屋や競馬場などで無為の内に費消している様子を繰り返し報道しています。

一部とはいえ不逞な受給者のこのような行為は、決して許されるものではありません。

習志野市に於いても保護費を不正や不適切(脱法的)に費消させないため、市内のパチンコ屋などを巡回しているようですが、実態は簡単に把握できるものではないと思います。

さらにこれ等の行為で一般的に言うところの「勝った(収支がプラスになった)」場合、臨時収入としてこれを保護の実施機関など(習志野市の場合は生活相談課)へ届け出ることが生活保護法第 61 条で「受給者の義務」として定められていますが、これを行っているかについても実態は不透明です。

加えて臨時収入は税法上も当局に申告し必要に応じて所得税を納付しなければなりません、これについても正しく申告がなされているかには疑念が残ります。

そこで、今後も継続して保護費が増加することが予測される中、保護費支給は適正に執行し、不正受給や脱法的な行為には厳格に対処すべきと考えます。

平成 25 年には、兵庫県小野市で「福祉給付制度適正化条例」が制定されました。上記の通り、今後増大する保護費に警鐘を鳴らすために、全国の他の市区町村に先駆けて制定されたものと推察します。

習志野市に於いても同様の条例制定を目指し、よくご研究・ご検討され、生活保護制度本来の趣旨に沿う行政をお願い致します。

【陳情項目】

平成 26 年 3 月議会でのほぼ同趣旨の陳情(受理番号:1383 号、不採択「賛成:13、反対:16」)以降、現在までの習志野市の生活保護の推移を憂慮し、改めて小野市の「福祉給付制度適正化条例」を研究・検討し、条例制定を目指してください。

【但し書き】

- ・本年 3 月議会から陳情者の個人情報が開示されたため止む無く以下記します。
 - * 私が過去及び今回他に提出した陳情などを基に(いわゆるレITTER 貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないように特にご留意ください。
 - * 本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐため)ライト不可)
また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレITTER 貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。本陳情には数値資料が 4 枚添付されております。
 - * 誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。
 - ・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね 300m 以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。
 - ・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。
 - ・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとするとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。
 - * 万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。
- 以上、ご理解のほどよろしくお願い致します。

平成28年11月21日

習志野市麗沼台4-7-3

緒方直行

習志野市議会議長 木村 孝浩 様



88 生活保護状況

単位

年 度	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	保 護 延 人 員 数								
				総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭
平成 7	281	373	2.43	10,725	3,599	3,508	214	—	3,402	0	2	0
12	375	519	3.36	15,893	5,055	4,814	575	552	4,894	0	1	2
17	751	1,032	6.50	33,544	10,539	10,533	987	1,208	10,088	0	181	8
21	994	1,369	8.47	44,628	13,970	13,992	1,176	1,451	13,666	0	355	18
22	1,132	1,587	9.63	51,783	16,196	16,162	1,263	1,749	15,846	0	546	21
23	1,203	1,668	10.10	57,384	17,848	17,731	1,442	2,015	17,758	1	557	30
24	1,308	1,817	10.99	61,473	19,011	19,089	1,564	2,121	19,158	0	502	28
25	1,366	1,872	11.20	64,672	19,889	20,212	1,634	2,382	20,155	0	367	3
26	1,469	1,957	11.60	66,526	20,694	20,996	1,596	2,702	20,076	0	429	3

年 度	保 護 費 (千円)									
	総 数	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	その
平成 7	624,836	202,143	71,458	1,975	—	341,304	0	60	0	7,89
12	897,729	282,005	112,511	4,745	7,486	483,876	0	10	226	6,87
17	1,684,125	592,156	303,146	7,277	35,408	733,954	0	2,907	2,420	6,88
21	2,094,104	788,959	422,447	13,225	25,466	830,350	0	5,358	2,762	5,55
22	2,398,083	912,354	492,539	14,074	35,158	925,100	0	9,179	4,142	5,55
23	2,770,673	1,002,784	548,368	16,738	51,057	1,130,942	479	8,279	6,203	5,88
24	2,810,085	1,059,682	585,685	17,463	57,633	1,070,706	0	8,856	4,321	5,77
25	2,940,211	1,084,804	617,760	18,260	63,367	1,137,976	0	7,518	4,918	5,66
26	3,199,896	1,157,319	659,311	17,047	68,801	1,276,694	0	8,090	6,454	6,11

注) 1. 保護率 = $\frac{\text{被保護人員}}{\text{常住人口}} \times 1,000$

資料: 生活相

2. 被保護世帯数、被保護人員、保護率の数値は、3月末現在の数値である。

89 障がい者の状況(手帳所持者数)

単位: 人 各年3月31日

年	総 数			身体障がい者(児)			知的障がい者(児)			精神障がい者(児)		
	総 数	18歳 未満	18歳 以上	総 数	18歳 未満	18歳 以上	総 数	18歳 未満	18歳 以上	総 数	18歳 未満	18歳 以上
平成 7	2,549	202	2,347	2,160	82	2,078	389	120	269	—	—	—
12	2,882	197	2,685	2,435	72	2,363	447	125	322	—	—	—
17	3,691	239	3,452	3,118	79	3,039	573	160	413	254	0	0
21	4,896	290	4,606	3,741	74	3,667	714	216	498	441	0	0
22	5,107	305	4,802	3,858	75	3,783	743	227	516	506	3	3
23	5,354	335	5,019	4,002	84	3,918	785	243	542	567	8	8
24	5,579	377	5,202	4,098	101	3,997	850	268	582	631	8	8
25	5,857	405	5,452	4,240	108	4,132	896	287	609	721	10	10
26	5,692	392	5,300	3,978	86	3,892	936	294	642	778	12	12
27	5,617	390	5,227	3,786	85	3,701	966	289	677	865	16	16

注) 1. 平成26年における身体障がい者(児)の減少は、集計方法の相違によるものである。

資料: 障がい

平成25年までは死亡や転出等による抹消対象者について、届出があるまで存在するものとして扱っていた。

平成26年10月29日

習志野市役所保健福祉部保護課

	平成24年度末(25年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	6世帯 3,544,461円	3世帯 3,012,856円
日本人世帯	67世帯 67,677,142円	79世帯 67,816,632円
合計	73世帯 71,221,603円	82世帯 70,829,488円

平成24年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
32世帯 72,047,986円	34世帯 75,082,045円
1,276世帯 2,738,037,128円	1,332世帯 2,865,128,983円
1,308世帯 2,810,085,114円	1,366世帯 2,940,211,028円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成27年7月24日

習志野市役所保健福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成25年度末(26年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 3,012,856円	3世帯 1,757,376円
日本人世帯	79世帯 67,816,632円	78世帯 71,369,367円
合計	82世帯 70,829,488円	81世帯 73,126,743円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成25年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
34世帯 75,082,045円	40世帯 81,593,218円
1,332世帯 2,865,128,983円	1,429世帯 3,118,302,358円
1,366世帯 2,940,211,028円	1,469世帯 3,199,895,576円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額

平成28年7月25日

習志野市役所健康福祉部生活相談課

外国人世帯、日本人世帯別不正受給未納状況及び保護状況表

	平成26年度末(27年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額	平成27年度末(28年度へ繰越分) (上段)不正受給未納世帯数 (下段)不正受給未納額
外国人世帯 (世帯主が外国籍)	3世帯 1,757,376円	3世帯 1,696,376円
日本人世帯	78世帯 71,369,367円	77世帯 77,680,584円
合計	81世帯 73,126,743円	80世帯 79,376,960円

※未納世帯数、未納額は過去からの累計数

平成26年度 (上段)世帯数 (下段)保護費	平成27年度 (上段)世帯数 (下段)保護費
40世帯 81,593,218円	43世帯 89,437,167円
1,429世帯 3,118,302,358円	1,571世帯 3,221,559,187円
1,469世帯 3,199,895,576円	1,614世帯 3,310,996,354円

※世帯数は各年度末時点
※保護費は年間の支給総額